



事例 1

「全身脱毛が5回で15万円」というクリニックの広告をネットで見つけた。初診のカウンセリングで「全身と顔の脱毛は15回やった方がよい。2年間で約100万円」と言われた。さらに「本日の契約ならさらに学割で安くなる。毎月約3万円で3年間の分割払いだ」と説明され、契約してしまった。高額なので解約したい。

(当事者:学生)

事例 2

ネット検索で「約6万5千円～」と掲載されたクリニックの広告を見て、包茎手術の無料カウンセリングを受けた。医師から「小学生のようだ」と言われ、急に恥ずかしくなった。「保険適用の手術だと形が悪くなる」と言われ、約65万円の手術を受けた。高額な契約をしたと後悔している。(当事者:学生)

男性の美容医療 トラブルも増加!

ひとことアドバイス

⚠ 美容医療の施術は、多くの場合、緊急性がありません。カウンセリングを受けるだけのつもりで出向いたところ、不安をあおられたり、大幅な割引を提案されて、即日契約・施術を勧められるケースがあります。その場で判断せず、慎重に検討しましょう。

⚠ 施術の効果やメリットだけではなく、リスク・副作用等については、カウンセラー等からではなく医師から十分に説明を受け、しっかりと納得したうえで施術を受けるか

どうか判断してください。

⚠ カウンセリングを受ける前に、希望する施術やリスク・副作用等について自身でも情報収集しておきましょう。

⚠ 一部の美容医療サービスは、期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合、クーリング・オフができます。一人で悩まず、自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



さばーとくん

発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)

